**平成２５年（フ）第４０３５号**
東京都世田谷区奥沢２丁目26―６　シャトルM101
債務者　高坂　和也
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６３５号**
神奈川県藤沢市宮原3648番地
債務者　佐藤日出子（旧姓西城）
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１３２号**
愛知県刈谷市半城土中町２丁目６番地11　ヒルズザｎｖ21―106号
債務者　中村　秀昭
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月５日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２７１号**
沖縄県うるま市石川1911番地７　２Ｆ
債務者　仲里　　智
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２５年（フ）第１２３号**
静岡県浜松市中区海老塚２丁目25番304号メゾンドール浜松
債務者　井上奈美江
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第４０３２号**
東京都江東区亀戸２丁目８―10―204
債務者　毛藤　洋介
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２３４号**
東京都東村山市秋津町５丁目３番地38ＩＳＴアパート201
債務者　坂口　和博
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第１３号**
熊本県人吉市紺屋町19番地ピアーレマンション305号室
債務者　白石　久子（旧姓林田・平山）
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２５年（フ）第１４７０号**
大阪府大東市三箇１丁目３番１号　アメニティ大東３番館１―Ｆ
債務者　斎藤　笛美
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１６０１号**
大阪市西成区津守１丁目13番46号
債務者　廣里　　正
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１７８４号**
大阪市西成区玉出西２丁目８番８号　ロイヤルマンション301号
債務者　菅原　幸雄
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１４３号**
静岡市葵区鷹匠３丁目１番20―605号
債務者　望月　大樹
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

## 破産手続廃止

**平成２４年（フ）第１６１号**
茨城県日立市諏訪町３丁目12番１号
破産者　有限会社吉村商事
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

**平成２４年（フ）第１７２１号**
さいたま市桜区田島６丁目３番９号201
破産者　有限会社フォルム
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１７２７号**
さいたま市桜区栄和５丁目11番19号グレーストーエー107
破産者　有限会社阿部硝子工事
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第１２号**
さいたま市浦和区北浦和３丁目２番７号北浦和共栄ビル地下１階
破産者　株式会社アゲイン
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係